

3 公正取引委員会

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)及び1年ごとに定められる「公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② あらかじめ明らかにした政策体系に基づき事務事業レベルの政策について、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価を行うこととされている。
- ③ 実績評価方式による評価を行う政策については、必要に応じて、総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

(注) 評価書は、公正取引委員会ホームページで公表されている。

<http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「企業結合の審査(平成20年度)」等4件のすべてにおいて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

平成21年度の評価でも、すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されたところであり、今後もこうした取組が進められることが期待される。

一方で、実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いを評価することが基本である。その他の測定指標についても、必要に応じて、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能か否か引き続き検討をすることが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)及び1年ごとに定められる「公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画においては、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、

あらかじめ明らかにした政策評価体系について網羅的に評価を行うこととされている。また、政策評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的的に、「実績評価」、「総合評価」及び「事業評価」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとされている。

実績評価方式による評価を行う政策については、必要に応じて、これに加えて総合評価方式による事後評価を行い、政策の効果や問題点等を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うこととされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ－３－①のとおり、実績評価方式を中心に事後評価が行われている。

（取組状況－義務付け４分野の政策についての政策評価）

義務付け４分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ－３－①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－３－① 公正取引委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価		事後評価		
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<p><事業評価方式> 対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する事務事業に係る政策</p> <p>実施状況： －</p>	<p><総合評価方式> 対象： 多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等</p> <p>実施状況： －</p>	<p><事業評価方式> 対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施した事務事業</p> <p>実施状況： 平成 15年 8月 3件 16年 7月 1件</p>	<p><実績評価方式> 対象： 法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙がっているかを定期的に測定する必要がある施策等</p> <p>実施状況： 平成 14年 10月 1件 15年 6～8月 4件 16年 7月 5件 17年 3～7月 6件 18年 7月 5件 19年 7月 4件 20年 8月 5件 21年 7月 4件</p>	<p><総合評価方式> 対象： 多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等</p> <p>実施状況： 平成 15年 6～8月 2件 17年 7～11月 4件 18年 7月 2件 19年 7月 7件 20年 3～8月 4件 21年 3～7月 4件</p>
	事務事業 レベル					
義務付け 4分野の 政策	規制	事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する規制に係る政策</p> <p>実施状況： 平成 20年 3月 3件 21年 2月 1件</p>			
<p><特徴> 政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、あらかじめ明らかにした政策評価体系について網羅的に評価を行うこととされている。また、政策評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的に、「実績評価」、「総合評価」及び「事業評価」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとされている。 なお、事前評価については、基本計画において、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとされている。</p>						

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3参照）。

ア 現状

（審査の対象）

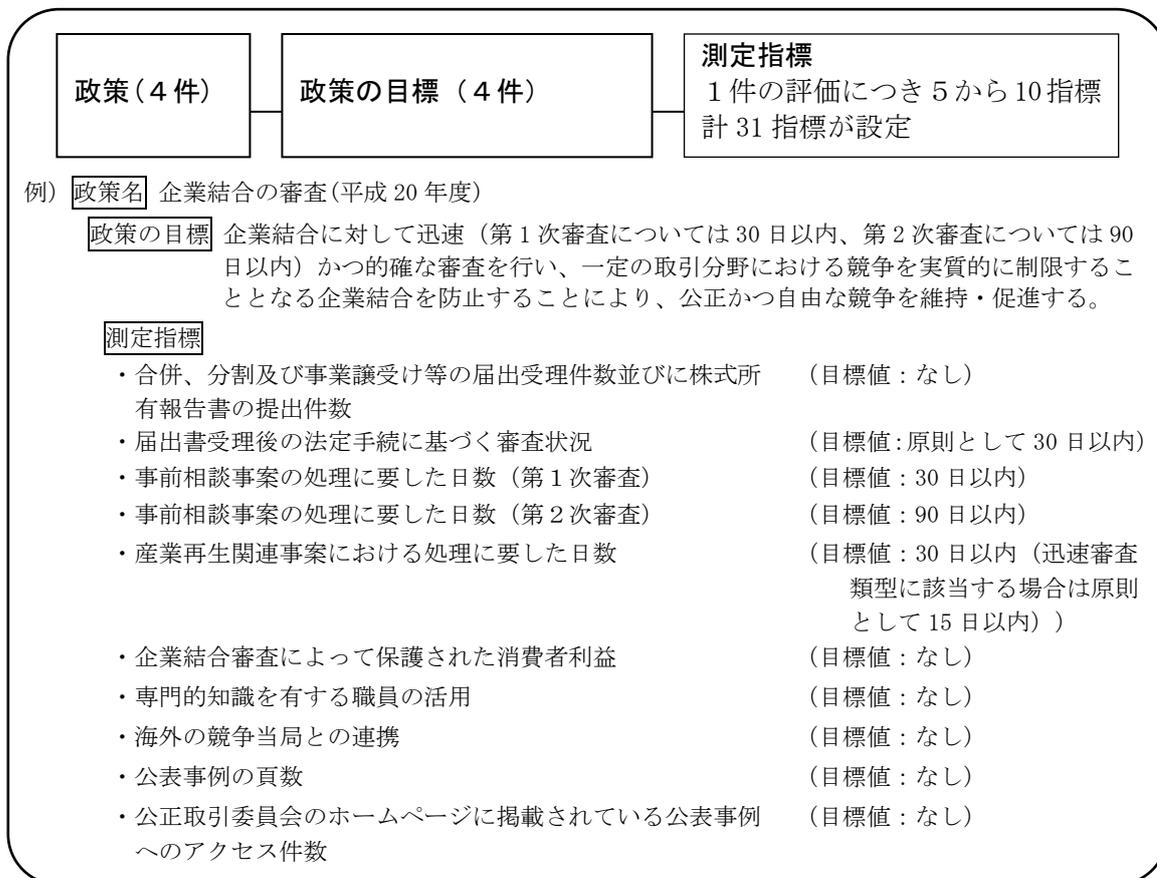
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

（評価の設計）

実績評価方式による評価の対象となる政策ごとに、図表II-3-②のとおり、政策の目標が設定されている。具体的な達成状況については、測定指標を設定し、その結果により政策効果を把握しようとしている。審査の対象とした4件の政策評価は、1件当たり測定指標が5指標から10指標設定され、合計では31指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成度合いや進捗状況を測定し、その結果に基づき、事務事業レベルの政策単位で行われている。

図表II-3-② 公正取引委員会における実績評価方式による評価の基本構造



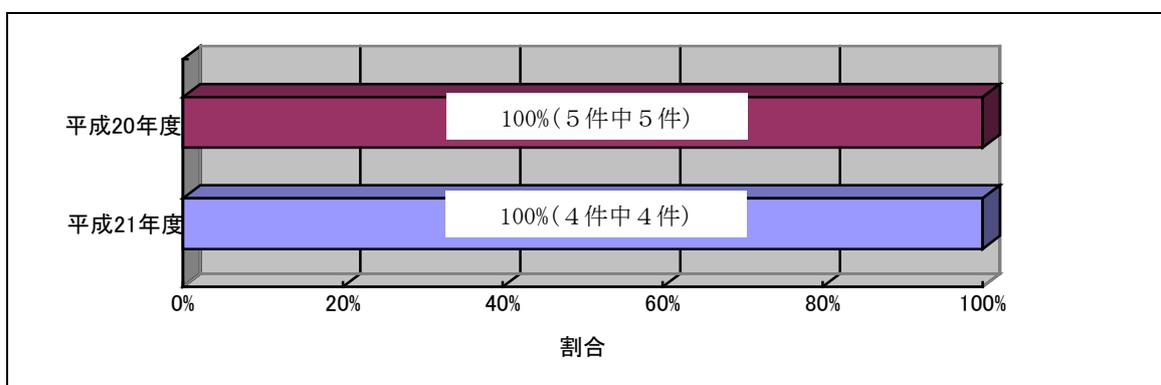
(注) 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

平成 21 年度の評価では、図表Ⅱ－3－③のとおり、20 年度に引き続き、評価が行われた 4 件すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているが、その他の測定指標については特定されていないものがある。

図表Ⅱ－3－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

平成 21 年度の評価でも、すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されたところであり、今後もこうした取組が進められることが期待される。

一方で、実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いを評価することが基本である。その他の測定指標についても、必要に応じて、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能か否か引き続き検討をすることが必要である。